

第4編 特殊災害対策計画

第1章 火山噴火災害対策計画

倶多楽における火山現象による災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合に早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、登別市、白老町、北海道及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、次に定めるところによる。

第1節 倶多楽の概要

倶多楽は、倶多楽湖とその周辺域の小火山からなる火山群の総称で、約8万年前に火山活動を開始し、大規模な軽石噴火を繰り返した後、約4万年前に小カルデラ（倶多楽湖）を形成し、小カルデラの形成後、現在の日和山、大湯沼、地獄谷付近で火山活動が始まり、日和山の溶岩ドームや地獄谷、大湯沼などの爆裂火口が形成された。

倶多楽は、過去8,000年間に12回以上噴火し、その多くは水蒸気爆発である。最新の噴火は約200年前で、このときは、日和山、大湯沼、地獄谷などの7か所以上の火口で水蒸気爆発が起こった。これらの火口は、日和山山頂から裏地獄まで北西から南東方向に配列しており、現在でも凹地として残っている。

倶多楽は、現在でも活発な噴気活動や地熱活動が認められ、将来も小規模な水蒸気爆発を引き起こす可能性があると考えられている。

第2節 情報通信計画

1 災害発生範囲の把握

市は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップや噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うこととする。

2 火山現象に関する警報、予報、情報等

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により発表される火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺））、火山現象予報及び火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。

また、火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、火山現象警報は、気象業務法第15条第1項の規定により知事に通知され、知事は、同法第15条第2項及び災害対策基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

3 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

噴火警報は、札幌管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

4 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

5 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対策」を火山防災協議会で協議し、各該当市町村の地域防災計画に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。

※倶多楽は、平成27年10月1日から噴火警戒レベル運用開始。

6 噴火警報・噴火予報の種別と火山活動の状況及び噴火警戒レベル・キーワード

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合。	危険な居住地域からの避難等が必要。 (状況に応じて対象地域や方法を判断)	
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)場合。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。 特定地域からの避難が必要。	
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域近くまで重大な被害を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。	住民は通常の生活。 特定地域を含む、火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制。 (状況に応じて高齢者等の要配慮者及び特定地域の住民の避難の準備等)	特定地域を含む、火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される場合。	住民は通常の生活(状況に応じて高齢者等の要配慮者及び特定地域の住民の避難の準備等)。 火口想定域内への立入規制等。	火口想定域内への立入規制等。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口想定域内で熱水活動が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口想定域の一部立入規制等。 住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。 道路・遊歩道外への立入規制等。	状況に応じて火口想定域の一部立入規制等。

※レベル5の噴火では、火砕サージの発生の可能性も考えられる。

※火口想定域とは、倶多楽火山防災マップに記載されている、地獄谷・大湯沼や日和山等を含む約600m×約1,800mの楕円領域。

※火口想定域周辺とは、火口想定域外側の居住地域を除く概ね200mの範囲。

※特定地域とは、居住地域のうち火口想定域に隣接した地域。

※火口想定域内又は火口想定域外に一部飛散する局所的な温泉・泥水・小石・土砂等の噴出については「熱水活動」として扱う。

※レベル3は、火山活動が高まっていく段階では使用せず、レベル5から下げる段階で状況に応じて発表する。

7 降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。

イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(2) 降灰予報（速報）

ア 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。

イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

エ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。

オ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応が間に合いませんので、あらかじめ噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておきます。

(3) 降灰予報（詳細）

ア 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表する。

イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表する。

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

エ 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

オ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。

カ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

(4) 降灰量階級表

降灰量の情報をわかりやすく、防災対応が取りやすいよう伝えるため、降灰量を3階級に区分し、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び取るべき行動を示す。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の 影 響
	厚 さ キーワード	イメージ				
		路 面	視 界	人	道 路	
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1 mm≦厚さ<1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患をもつ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2 mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり ※ ¹ 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1 mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※ ¹

※¹ 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

8 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

9 火山現象に関するその他の情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報等で、札幌管区气象台が発表する。

（1）火山の状況に関する解説情報

ア 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表

し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

イ 現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合は、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

（2）噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取ってもらうために、次のような場合に発表する。

ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において噴火した場合

イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合。ただし、噴火の規模が確認できない場合は発表する。

ウ 社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

（3）火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

（4）月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。

（5）噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに発表する。

10 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山に係る火山現象警報、火山現象予報・火山現象注意報（降灰予報を除く。）及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

※降灰予報の発表は、気象庁が行う。

11 異常現象発見者の通報義務及び通報先

（1）市は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

（2）市は、異常現象を了知し、気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

12 噴火警報等の伝達

- (1) 噴火警報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。
- (2) 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア 通報及び伝達の内容

(ア) 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するために必要があると認めるとき、火山現象に関する警報、予報、情報等を知事に通報する。

(イ) 北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市長及びその他の関係機関に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

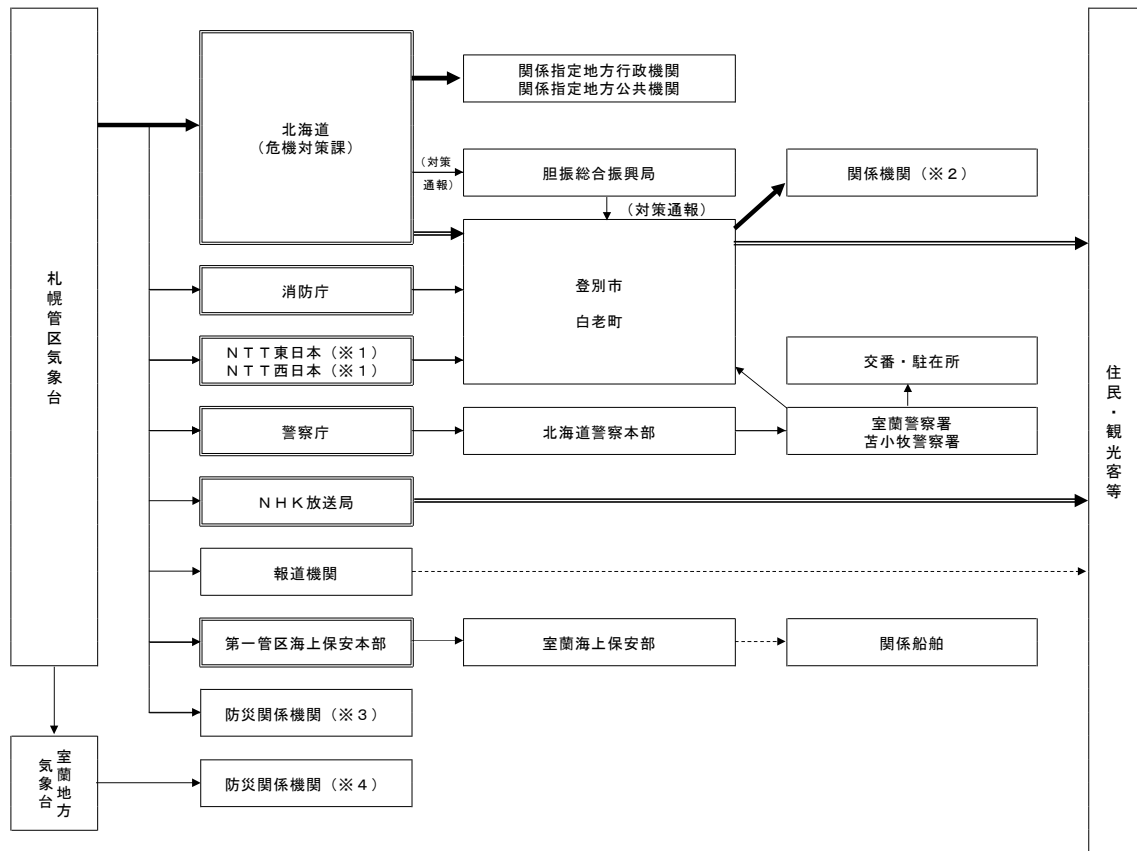
(ウ) 登別市

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係がある公私の団体に伝達するものとする。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報等の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

噴火警報等伝達系統図



- (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法に基づく火山情報特別警報、火山現象警報の通知先
 (二重線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
 (太線)及び(二重線)の経路は、火山現象特別警報、火山現象警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)及び噴火速報が発表されたときに活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路
 (点線)は、放送・無線
 (※1) NTT東日本・西日本には、火山現象特別警報及び火山現象警報のみ伝達
 (※2) 室蘭地方気象台、北海道警察本部、胆振総合振興局
 (※3) 北海道開発局、北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部(情報部資料課)等
 (※4) 北海道開発建設部、室蘭運輸支局、北海道警察室蘭警察署、陸上自衛隊第7師団、NHK室蘭放送局

13 災害通信計画

災害通信計画は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第2節災害通信計画の規定に準じる。

14 災害情報の収集・伝達計画

災害情報の収集・伝達計画は、第2編風水害防災計画第1章情報通信計画第3節災害情報等の収集・伝達計画の規定に準じる。

第3節 災害予防計画

1 隣接市町の連絡

火山の噴火等又はそのおそれがあるときは、隣接市町と密接な連絡をとるとともに、相互に連絡協力するものとする。

2 組織及び活動

噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想される（噴火警戒レベル4相当以上）場合においては、第1編総則・防災組織第3章防災組織第2節災害対策本部の規定による災害対策本部を設置し、状況によっては他の市町村、北海道、防災関係機関等の協力を得て応急活動を実施するものとする。

3 消防計画

火山の噴火等による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第7節消防計画の規定に準じ、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

4 警戒体制整備計画

市は、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民及び観光客等への周知に努めるものとし、発災時の避難の迅速化を図るほか、次の点に留意する。

（1）噴火警戒レベルごとの防災対応

噴火警戒レベルごとの防災対応については資料編に掲載。

（2）避難施設の整備及び確保

噴火活動に伴う避難は長期化が予想されることから、避難生活環境を良好に保持できる施設整備に努めるとともに、火山災害の影響範囲が大きいことも考慮し、近隣市町と避難者の受け入れに係る協定の締結による避難施設の確保を図ることとする。

5 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

火山の噴火時等における要配慮者の安全確保に関する計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第10節避難行動要支援者等の要配慮者に関する対策計画の規定に準じる。

6 自主防災組織育成等に関する計画

火山の噴火時等においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが重要である。自主防災組織育成等に関する計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第11節自主防災組織育成等の計画の規定に準じる。

7 防災知識の普及・啓発計画

市は、倶多楽の火山の特性を考慮して、火山防災協議会で検討した火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地域別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、火山防災協議会の構成員のほか、警戒地域内に施設等を有する官民の様々な関

係者の必要な連絡・協力を得て配布し、研修を実施するほか、平時から広報紙、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や火山防災の日（8月26日）などの機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、有毒ガスの噴出地帯等の危険箇所については、掲示板を設置するなど住民・観光客等への周知を図るものとする。

また、観光客等は、活火山への入山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や入山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。

市は気象台や関係機関と連携し、火山に関する知識や火山噴火の特性、噴火警報等の解説、噴火警報発表時にとるべき行動など、火山防災に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

8 防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災関係機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、住民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を計画的に実施する。防災訓練計画は、第2編風水害防災計画第2章災害予防計画第13節防災訓練計画の規定に準じる。

9 火山防災対策の検討体制

（1）火山防災協議会

北海道、登別市及び白老町は、活動火山対策特別措置法に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する倶多楽火山防災協議会（以下「火山防災協議会」という）を設置する。

また、必要に応じて、防災対策の効果的・効率的かつ具体的な検討を進めることができるよう、火山防災協議会に道、市町、気象台、砂防部局、火山専門家による検討体制を整備するものとする。

火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、倶多楽における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。

また、市町村の求めに応じて、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画に対して意見を述べるものとする。

（2）火山防災協議会等連絡会

北海道は、各火山防災協議会の取組や課題を共有するとともに、新たな課題等に対処するため、各火山防災協議会の構成市町、火山専門家等からなる「火山防災協議会等連絡会」を設置する。

第4節 災害応急対策計画

1 応急活動計画

火山情報等が発表され、又は火山災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の市本部等の応急活動計画は次のとおりとする。

市本部等の活動内容

組織区分	活動内容
市本部	登別市災害対策本部条例に規定する業務を実施する。
非常配備体制	1 各部・班が管理している施設の巡回点検を行う。 2 被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本計画に定める必要な応急措置を行うとともに、市民生活に影響がある場合はその対策を実施する。 3 市民から被害の通報があった場合には、調査のうえ、必要な応急措置又は対策を実施する。 4 気象台等の発表する情報、報道機関の情報等を参考に、倶多楽防災マップの火山灰の降灰域周辺の住民に対する避難指示等の発令を決定する。 6 避難指示等を発令した場合は速やかに次の措置を実施する。 (1) 対象地区住民に伝達する広報活動 (2) 必要に応じて避難所の開設 (3) 胆振総合振興局、室蘭警察署、NHK室蘭放送局、民間放送局並びにその他の報道機関に対する通報又は報道依頼
警戒体制	1 情報を収集する。 2 住民等に対する情報を伝達する。 3 住民に対して警戒並びに避難準備を呼びかける広報活動を行う。

2 職員動員計画

火山の噴火又はそのおそれがある場合に、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するための職員の動員計画は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制5職員の動員計画の規定に準じる。

3 広報計画

火山の噴火等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、防災関係機関と連絡を密にし、迅速かつ的確に気象情報、災害情報等を広報し、警戒体制の呼びかけ等を行って被害の拡大防止に努めるとともに、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。広報・広聴計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第3節広報・広聴計画の規定に準じる。

4 避難対策計画

火山の噴火等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等の切迫した危険から、住民の安全を守るための避難対策計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第4節避難対策計画の規定に準じる。

5 救助救出計画

火山の噴火等によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第5節救助救出計画の規定に準じる。

6 食料供給計画

火山噴火時等における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第6節食料供給計画の規定に準じる。

7 衣料・生活必需品等物資供給計画

火山噴火時等における被災者に対する寝具、衣料及び生活必需品の給与又は貸与の計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第7節衣料・生活必需品等物資供給計画の規定に準じる。

8 給水計画

火山の噴火等により、水道施設が著しく損傷し、住民に対する飲料水の供給が困難になった場合は、最小限の飲料水を供給するための応急給水とあわせ、応急復旧作業を効率よく推進し、水道機能の早期復旧を図るものとする。給水計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第9節給水計画の規定に準じる。

9 医療救護計画

火山の噴火等により災害が発生したときは、市、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）及び歯科医療を実施するため、次により対応するものとする。医療救護計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第11節医療救護計画の規定に準じる。

10 家庭動物対策計画

火山噴火時等における被災地の飼養動物の取扱については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第14節家庭動物対策計画の規定に準じる。

11 交通対策計画

火山の噴火等が発生した場合、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うため、次の交通対策を実施する。交通対策計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第15節交通対策計画の規定に準じる。

12 災害警備計画

火山噴火時等における住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備の実施については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第16節災害警備計画の規定に準じる。

13 輸送計画

火山噴火時等における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材及び救助物資等の輸送の実施については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第17節輸送計画の規定に準じる。

14 障害物除去計画

火山の噴火等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木及び倒壊物、飛来物等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第18節障害物除去計画の規定に準じる。

15 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

火山の噴火等により行方不明の状態にある者の捜索、遺体の処理及び埋葬の実施については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第19節行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬計画の規定に準じる。

16 文教対策計画

火山の噴火等に係る特別警報・警報が発表された場合、又は火山の噴火等が発生した場合の、小・中学校の児童・生徒の安全確保対策及び社会教育施設、史跡・文化財の災害時応急対策の実施については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第20節文教対策計画の規定に準じる。

17 労務供給計画

市及び関係機関は、火山の噴火等における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し、災害対策の円滑な推進を図るものとする。労務供給計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第21節労務供給計画の規定に準じる。

18 住宅対策計画

火山の噴火等の災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第22節住宅対策計画の規定に準じる。

19 ライフライン施設応急対策計画

電気施設、通信施設及びガス施設の各事業者は、登別市の地域で火山の噴火等が発生した場合において、市民生活の利便・安全を確保し公共・公益施設としての機能を維持・回復するため、災害に応じ次の事項について実施するものとする。ライフライン施設応急対策計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第23節ライフライン施設応急対策計画の規定に準じる。

20 広域応援要請計画

市及び消防本部は、火山の噴火等により大規模な災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、協定等に基づき次により北海道及び他都市の応援を要請するものとする。広域応援要請計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第24節広域応援要請計画の規定に準じる。

21 自衛隊災害派遣要請計画

火山の噴火等における自衛隊派遣要請については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第25節自衛隊災害派遣要請計画の規定に準じる。

22 災害ボランティアとの連携計画

大規模な火山噴火等においては、行政機関、消防機関、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

不特定多数のボランティアが効率的、効果的な活動ができるように、受け入れ体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に努めるものとする。災害ボランティアとの連携計画は、

第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第26節災害ボランティアとの連携計画の規定に準じる。

23 災害救助法適用計画

火山の噴火等に際して救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るための計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第27節災害救助法適用計画の規定に準じる。

24 義援金、義援品募集・配分計画

火山の噴火等による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受け入れ体制並びに配分方法等を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分する計画は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第28節義援金、義援品募集・配分計画の規定に準じる。

第5節 災害復旧計画

火山噴火等からの災害復旧にあたり、災害の発生を防止するため、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るための計画は、第2編風水害防災計画第4章災害復旧・被災者援護計画の規定に準じる。

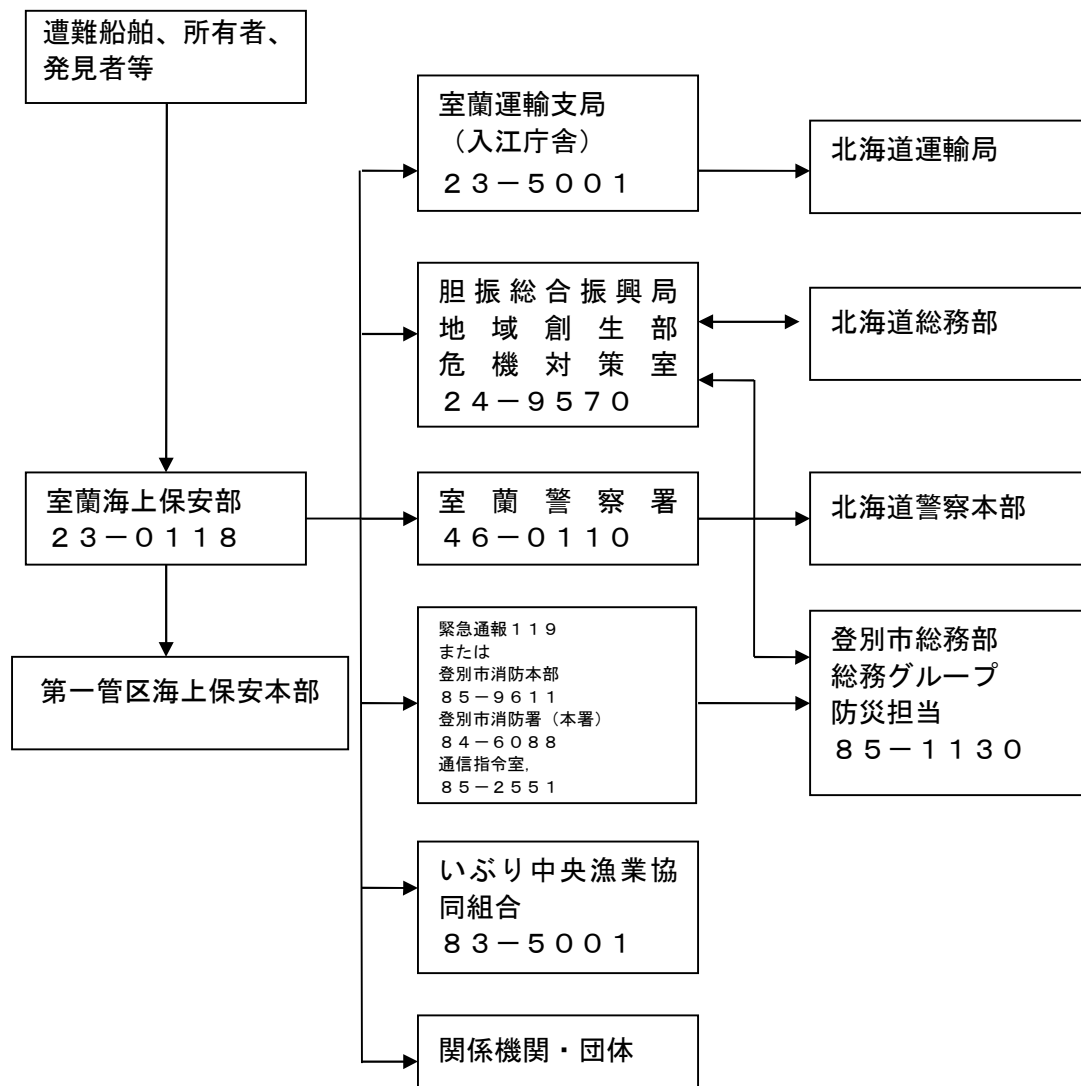
第2章 海上災害対策計画

第1節 海難対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は次のとおりとする。



2 災害予防計画

(1) 市の実施事項

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常配備体制は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制5職員の動員計画の規定に準じる。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関はそれぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を道防災計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

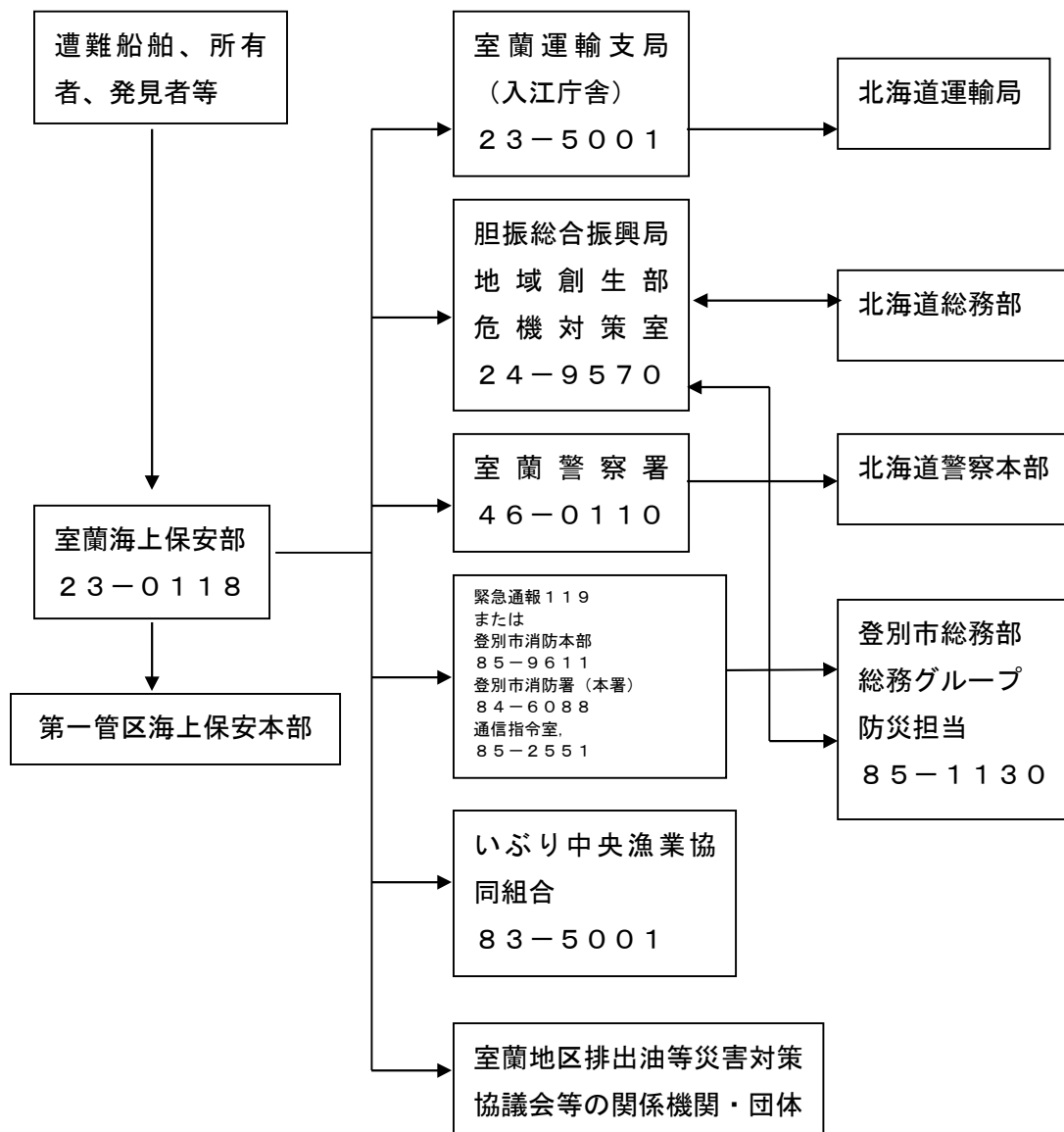
海難が発生し、又は発生するおそれがある場合の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画に準じて、実施するものとする。

第2節 流出油等対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶から油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 通信計画

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は次のとおりとする。



2 災害予防計画

(1) 市の実施事項

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ 職員の非常配備体制は、第1編総則・防災組織第3章防災組織第3節非常配備体制5職員の動員計画の規定に準じる。
- ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。
- エ 船舶所有者等に対し、危険物荷役に関する保安、消火器・化学消火剤の配備、事故の予防対策等について指導する。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関はそれぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

油等大量流出事故災害時、関係機関の応急対策は、第2編風水害対策編第3章災害応急対策計画に準じるほか、道防災計画、北海道が平成12年に作成した「流出油事故災害対応マニュアル」及び室蘭地区排出油等災害対策協議会作成の「排出油等防除マニュアル」に基づき実施するものとする。

(1) 流出した油等の拡散防止及び回収除去作業

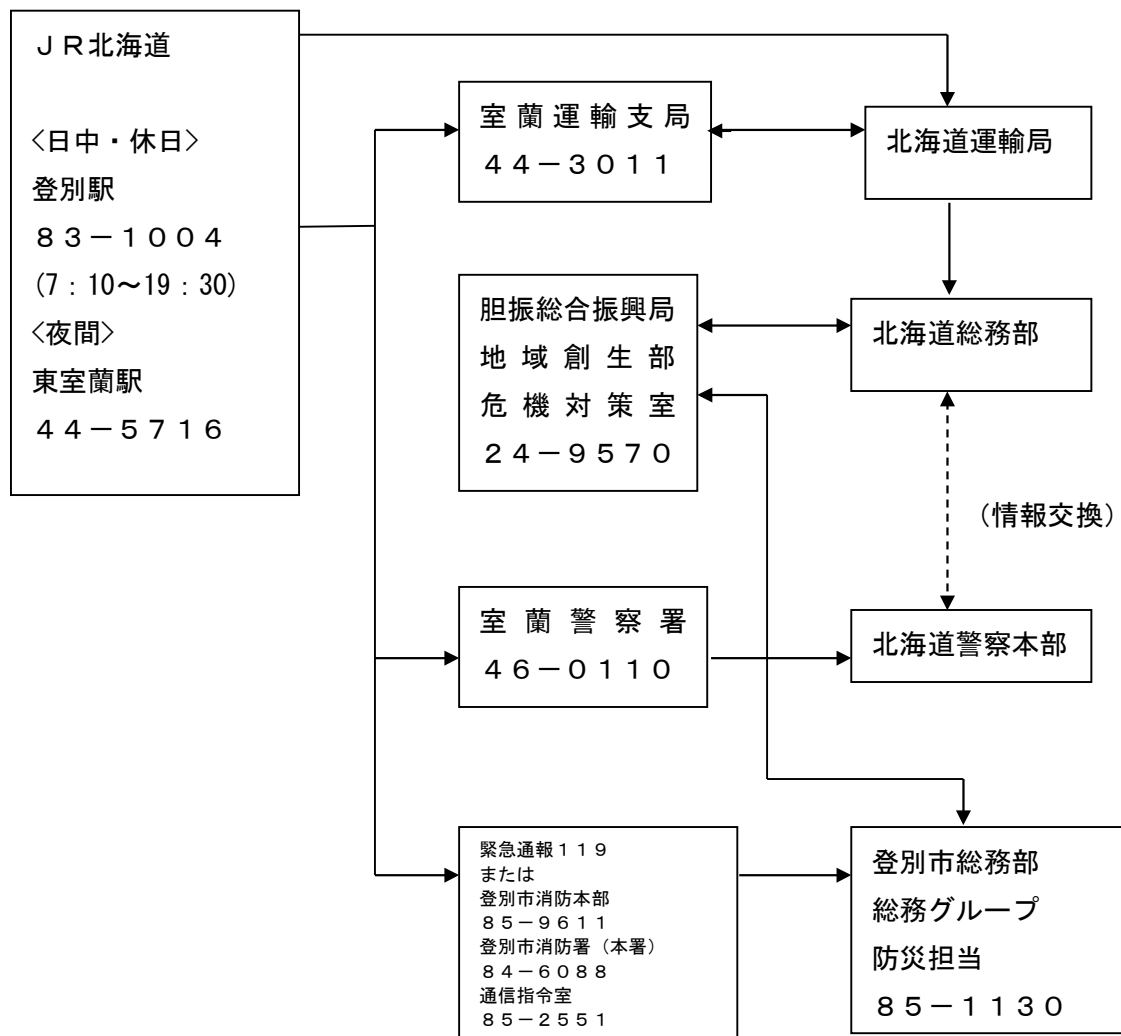
市は、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

第3章 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は次のとおりとする。



※室蘭警察署、登別市消防本部等の機関に直接通報があった場合は、当該機関は直ちにJR北海道（登別駅又は東室蘭駅）へ伝達するものとする。

2 災害予防計画

(1) 関係機関の実施事項

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を道防災計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

鉄道災害時の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画編第3章災害応急対策計画に準じて実施するものとする。

第4章 道路災害対策計画

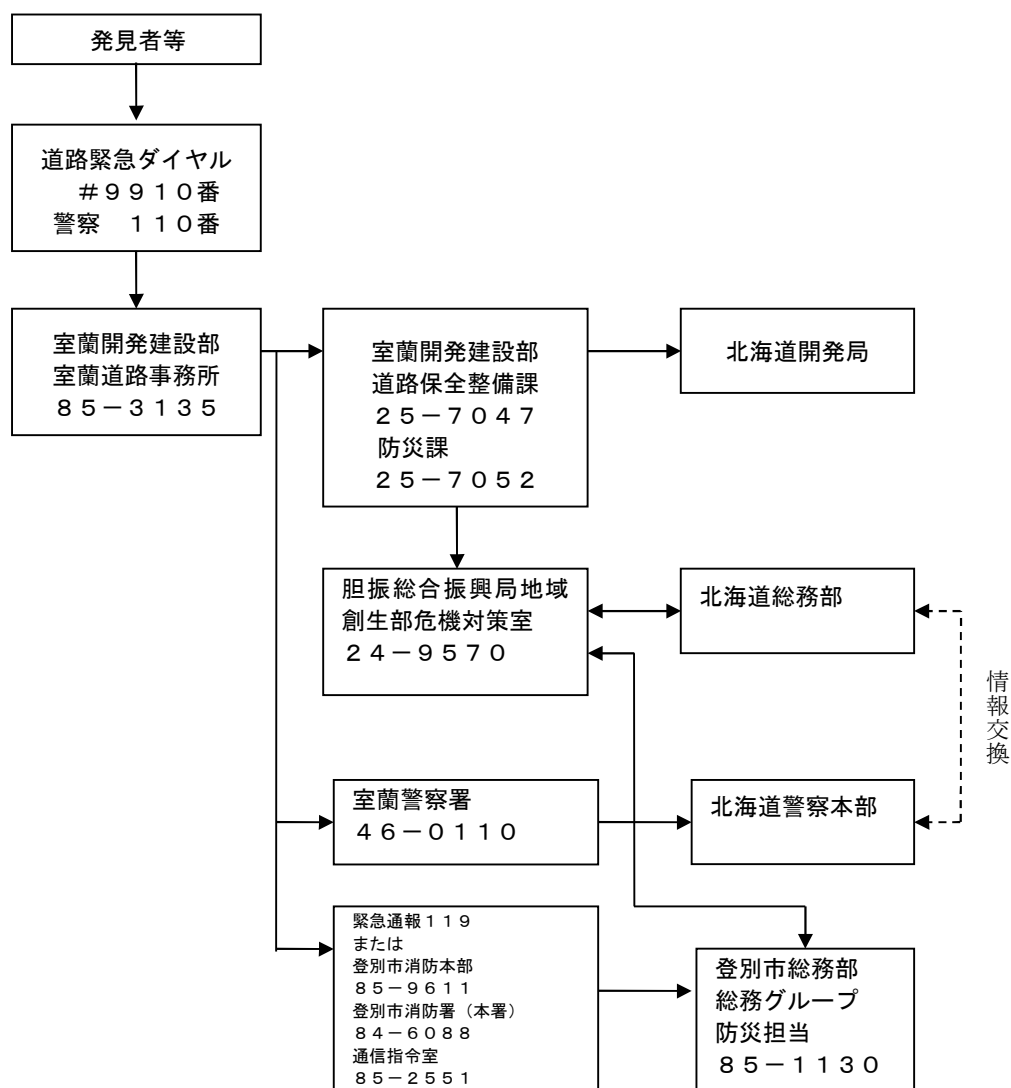
トンネル、覆道、橋梁、高架等の道路構造物の被災、又は高速自動車道等における車両の多重衝突事故等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

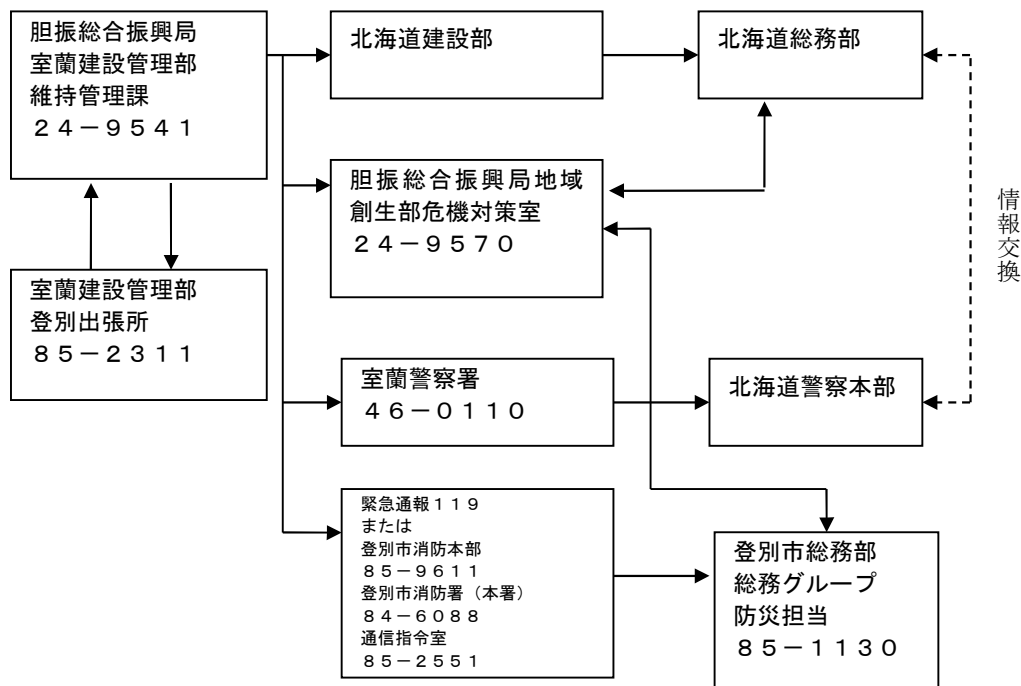
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は、次のとおりとする。

（１）施設（道路構築物）災害発生の場合

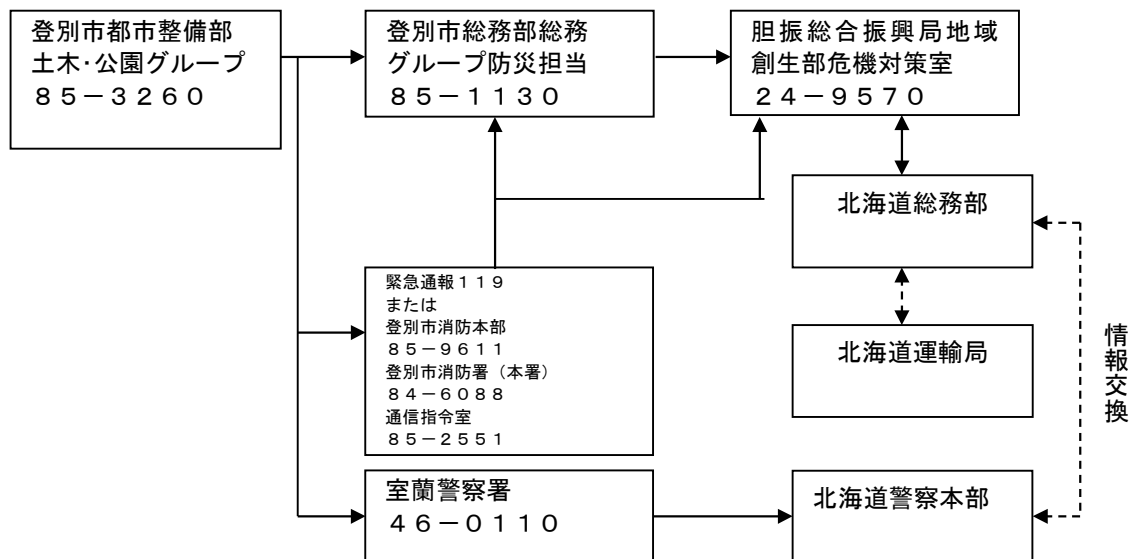
ア 国の管理する道路の場合



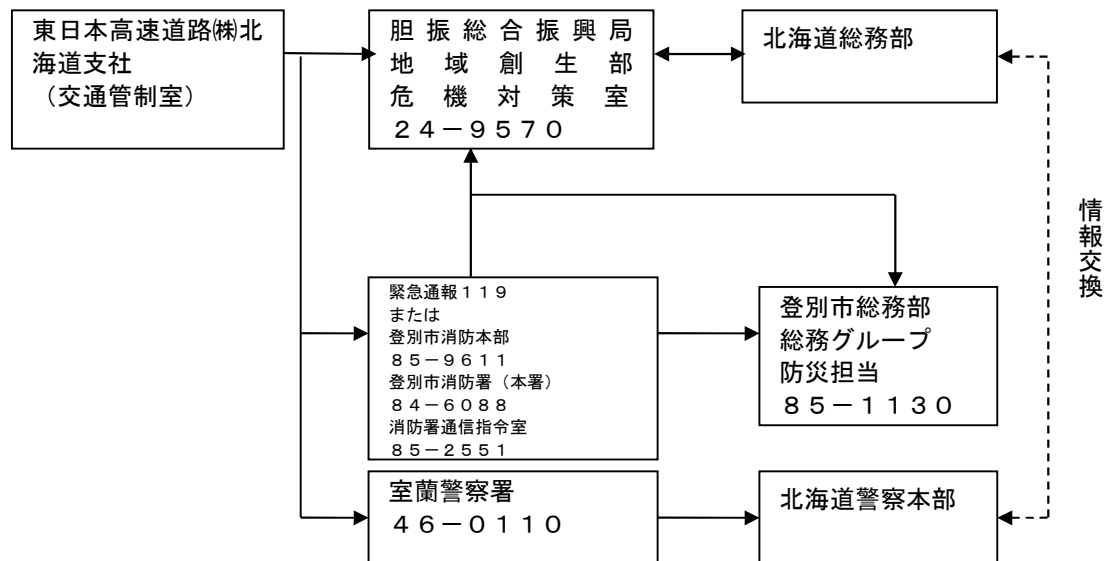
イ 北海道の管理する道路の場合



ウ 市の管理する道路の場合



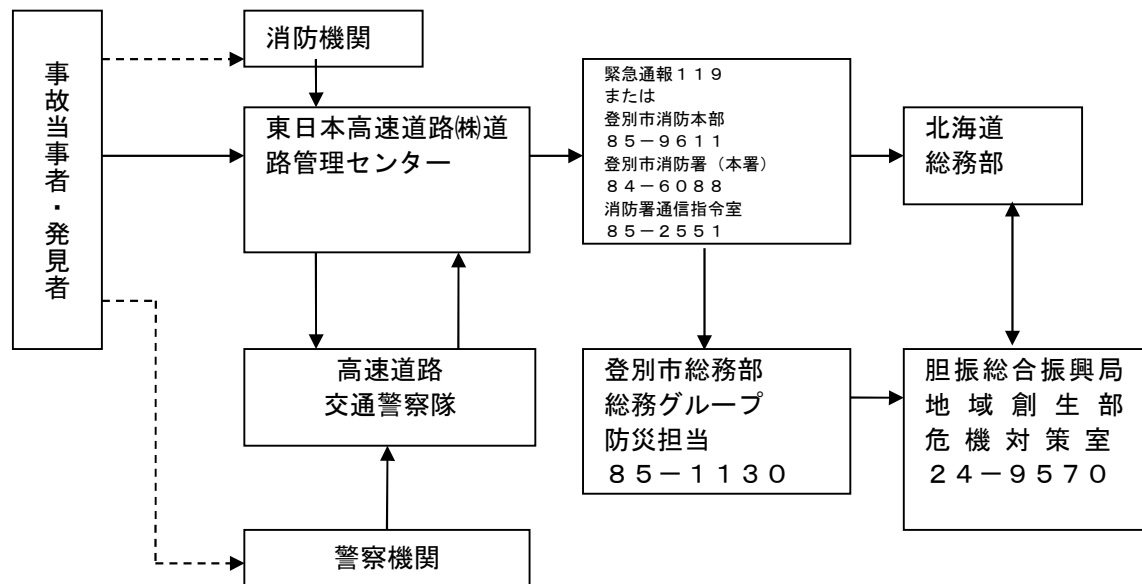
エ 道央高速自動車道の場合



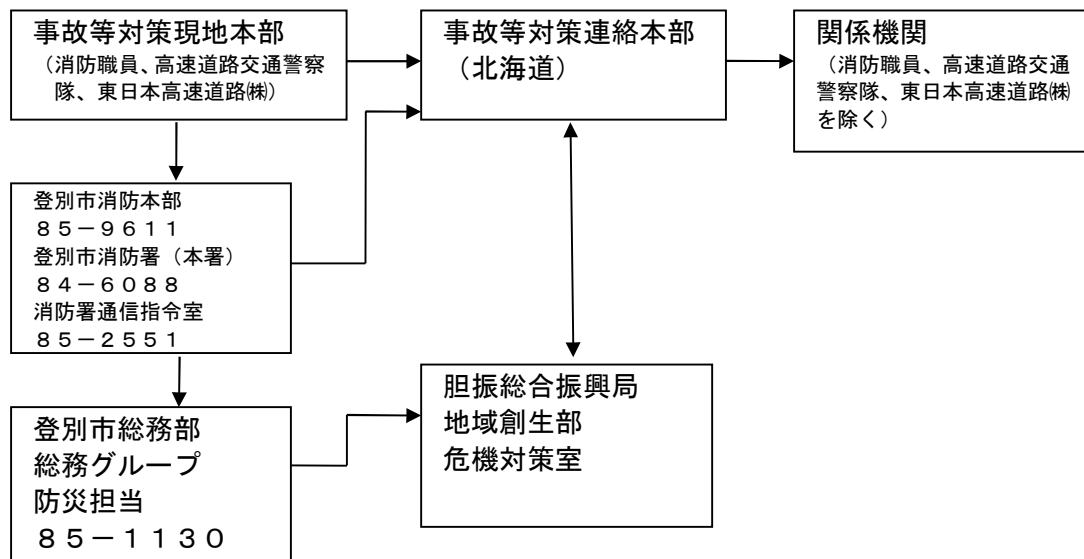
※室蘭警察署、登別市消防本部等の機関に直接通報があった場合、当該機関は直ちに所管する道路管理者へ伝達するものとする。

(2) 大規模な事故等の発生の場合

道央高速自動車道等において、車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等が必要とされる場合。



【参考】事故の拡大防止等を実施するため、事故発生現場に現地対策本部が設置された場合の対策通報



2 災害予防対策計画

(1) 市(道路管理者)の実施事項

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

(2) 関係機関の実施事項

国道、道道、高速道路の道路管理者及び警察は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路防災を未然に防止するため必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策計画

道路災害時の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画編第4章災害応急対策計画に準じて実施するものとする。

第5章 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、次のとおりとする。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については第4編特殊災害対策計画第2章海上災害対策計画の定めるところによる。

1 危険物等の定義

（1）危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

例：石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油、PCB）など

（2）火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

例：火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

（3）高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

例：液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

（4）毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

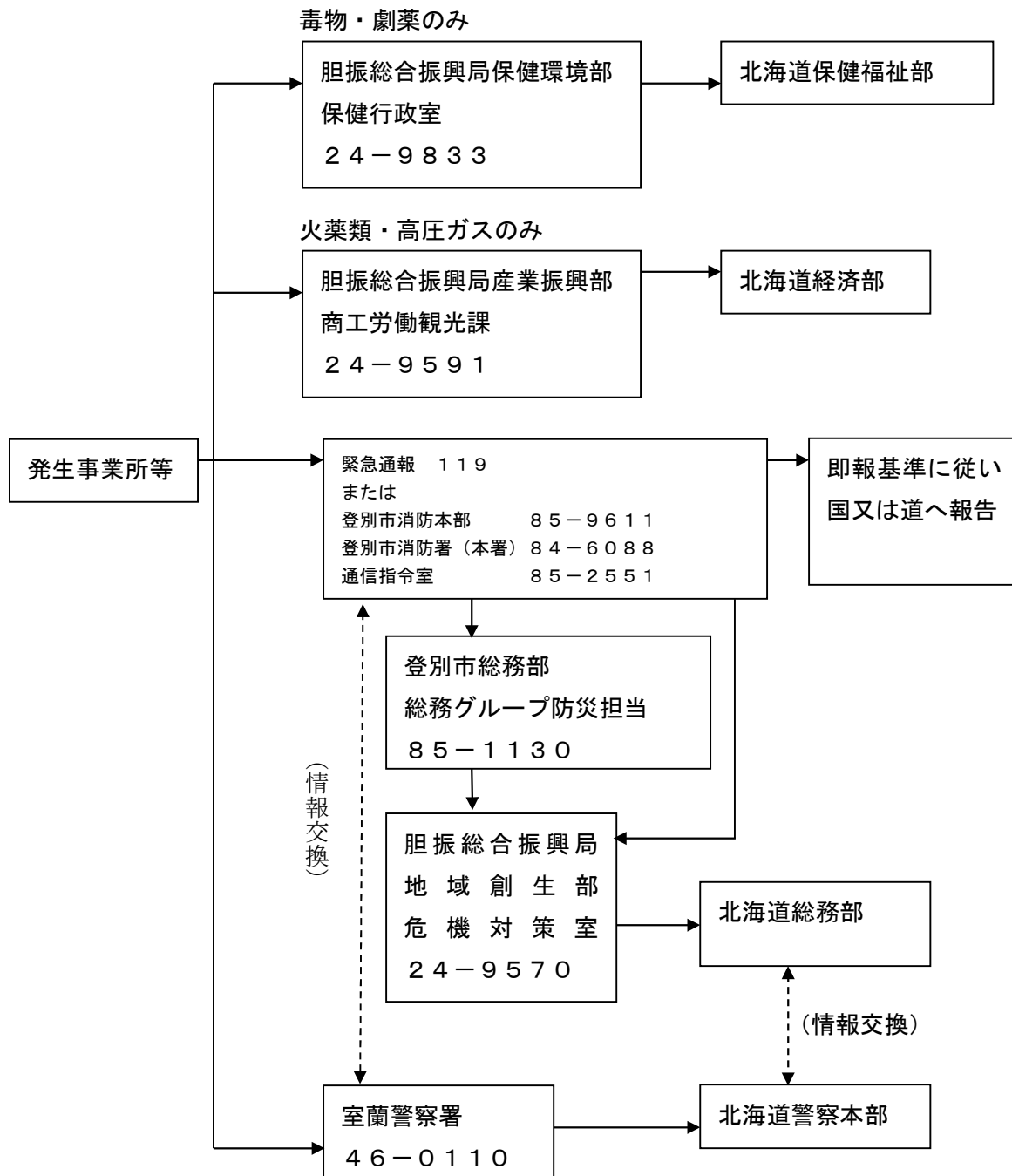
例：毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

（5）放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

2 災害通信計画

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は、次のとおりとする。



3 災害予防計画

(1) 市の実施事項

ア 危険物災害予防

(ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立ち入り検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立のため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

イ 火薬類、高圧ガス、毒物・劇薬物、放射性物質災害予防

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 事業者及び関係機関の実施事項

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者及び関係機関は、必要な予防対策を道防災計画に基づき実施するものとする。

4 災害応急対策

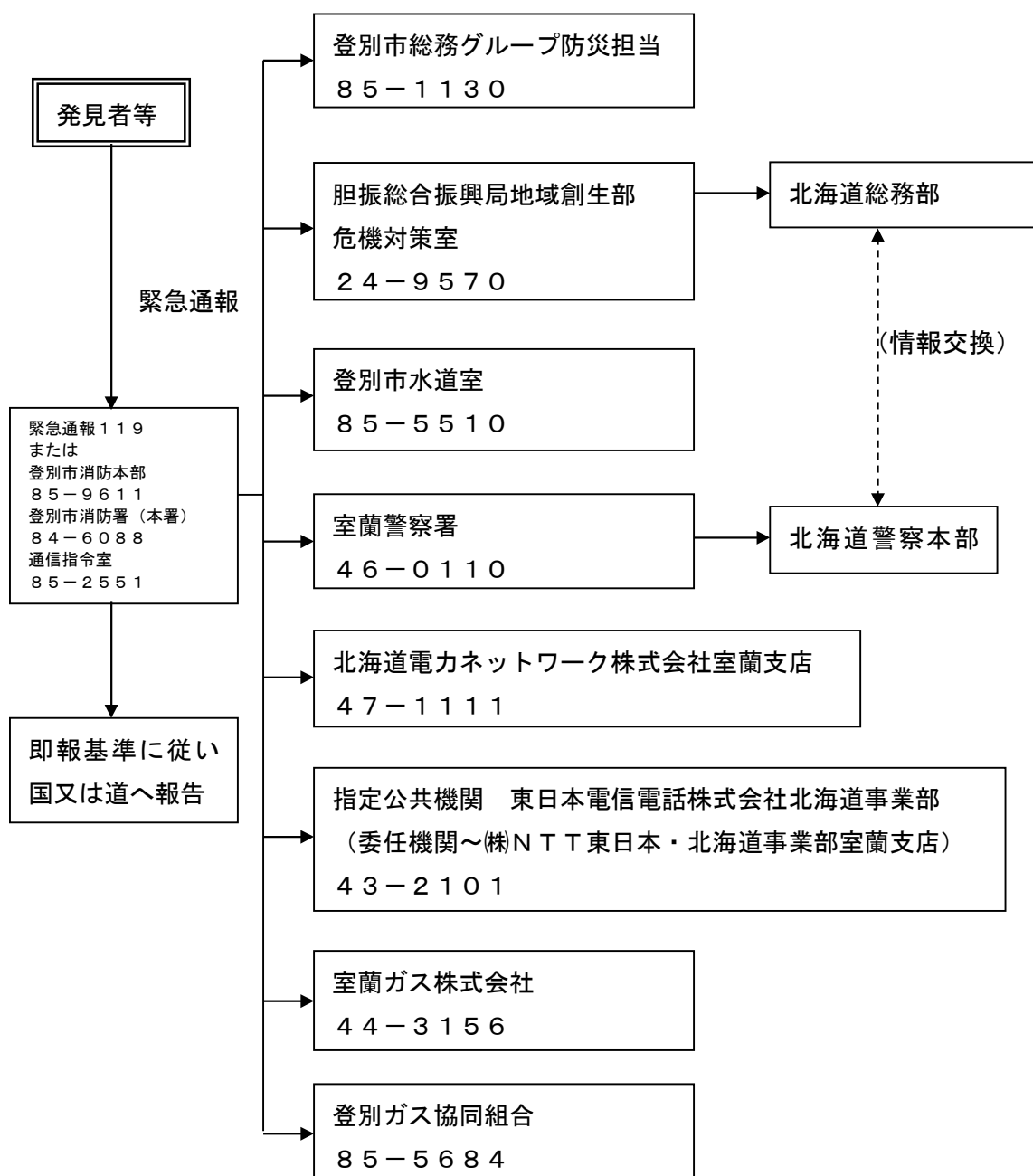
危険物等災害時の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画編第3章災害応急対策計画に準じて実施するものとする。

第6章 大規模な火事災害対策計画

死傷者及び被災者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次のとおりとする。

1 災害通信計画

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害予防計画

(1) 市及び消防本部の実施事項

ア 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく、消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

ウ 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の予防知識向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物、選任届出及び消防計画の作成の徹底、消防訓練の実施等について指導する。

エ 防火思想の普及

年2回（春期、秋期）の全道一斉の火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

オ 自主防災組織の強化育成

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動を促進する。

カ 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(2) 関係機関の実施事項

関係機関はそれぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を道計画に基づき実施するものとする。

3 災害応急対策

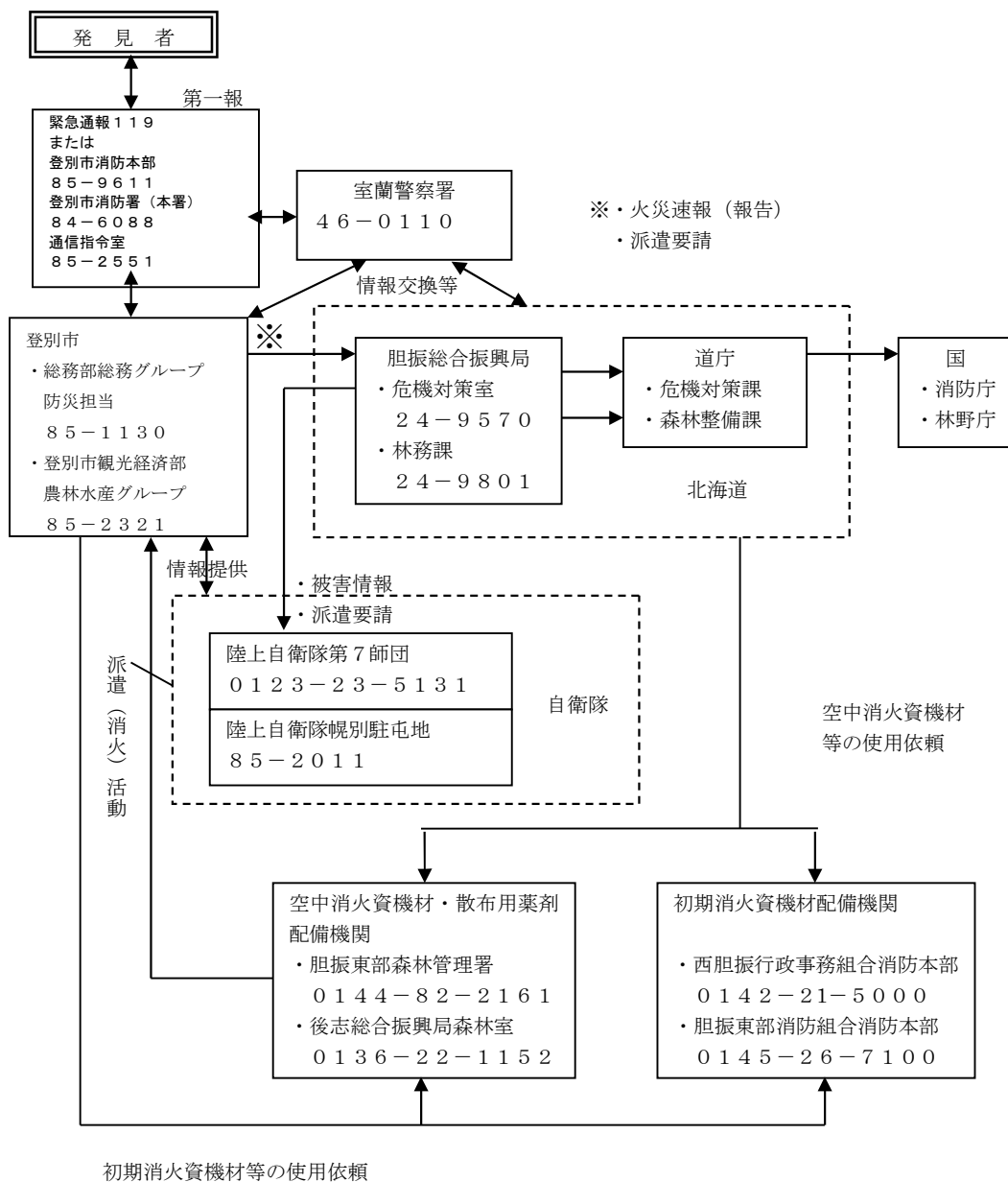
大規模な火事災害時の関係機関の応急対策は、第2編風水害防災計画編第3章災害応急対策計画に準じて実施するものとする。

第7章 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種予防、応急対策は次のとおりである。

1 災害通信計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 災害予防計画

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるので、市は森林管理署、総合振興局と連携し、登山、ハイキング、山菜採取等の一般入林者に対し、タバコや焚き火の不始末による出火の危険性について周知を図る。

また、森林所有者や林内において森林施業、道路整備等を行う林内事業者等は、道防災計画に基づき、林野火災の予防に努めるものとする。

3 災害応急対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の応急対策は、第2編風水害防災計画編第3章災害応急対策計画に準じて、実施するものとする。

第8章 航空災害対策計画

市の区域において、航空機の墜落炎上等により大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、早期に初動体制を確立し、被害の軽減を図るために実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 情報通信

- (1) 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別図のとおりとする。

2 災害広報

市及び関係機関は、被災者の家族、旅客及び地域住民等に次の情報を提供する。

- (1) 航空災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 航空輸送復旧の見通し
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 応急活動体制

市は、航空災害時、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

- (1) 消防機関は、第2編第2章災害予防計画第7節消防計画に基づき航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を迅速に実施する。
- (2) 消防機関の職員は、航空災害による災害が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第5節救助救出計画の規定に準じる。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第11節医療救護計画の規定に準じる。

7 防疫及び廃棄物等処理

- (1) 災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と綿密な連携を図りつつ、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第12節防疫計画の定めるところによりの確な応急貿易対策を実施する。
- (2) 廃棄物処理等に係る応急対策は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第13節廃棄物等処理及び清掃計画の規定を準用する。

8 交通規制

災害の拡大防止及び道路交通の確保のための交通規制は、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第15節交通対策計画の規定を準用する。

9 行方不明者の搜索及び遺体の処理並びに埋葬

行方不明の状態にある者の搜索、遺体の処理及び埋葬の実施については、第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第19節行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬計画の規定に準じる。

10 応援要請

第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第24節広域応援要請計画の規定を準用する。

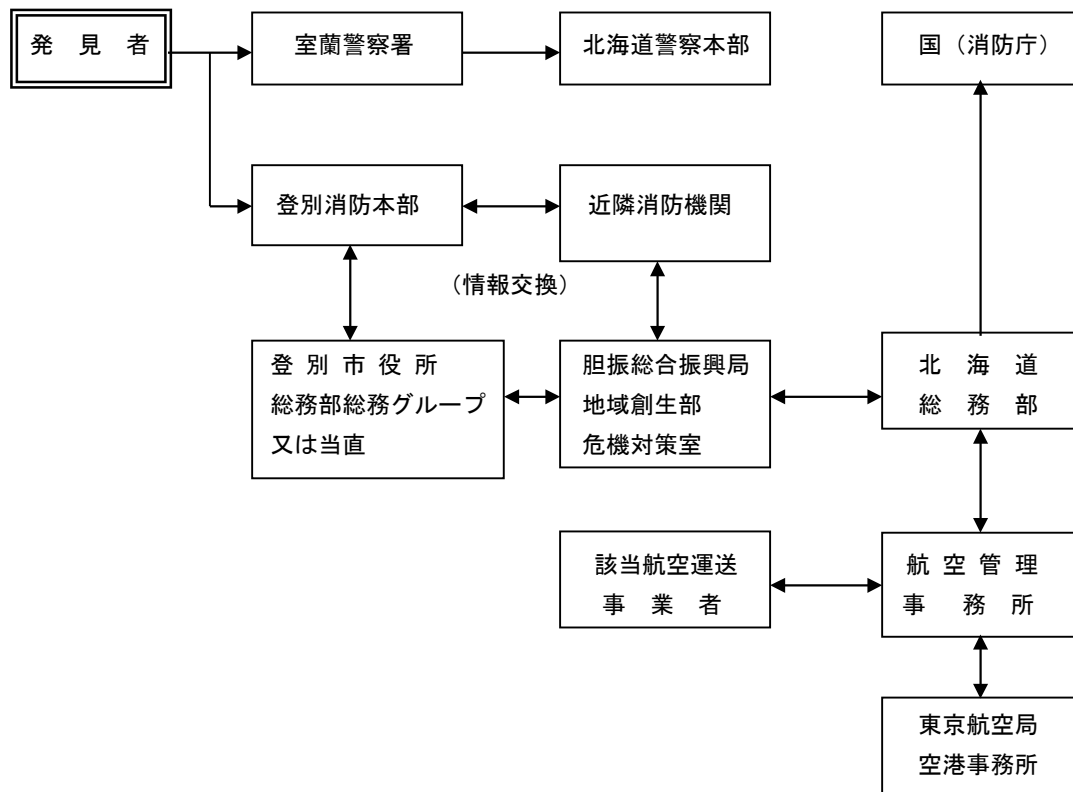
11 自衛隊派遣応援要請

第2編風水害防災計画第3章災害応急対策計画第25節自衛隊災害派遣要請計画の規定を準用する。

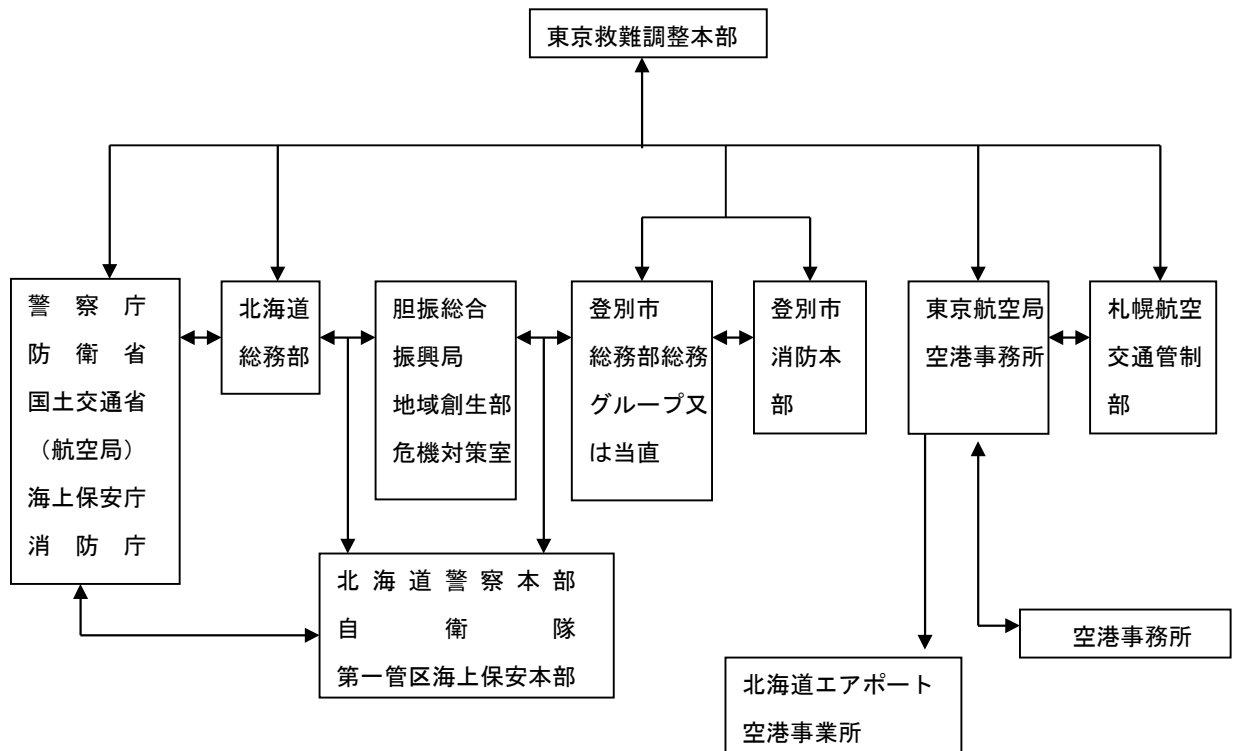
別図

航空機災害情報通信連絡系統図

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



※救難調整本部は、東京空港事業所に設けられる。